

○ 担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 経営第 2598 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 3 事業の内容 事業実施主体に担い手経営発展支援基金（以下「経営発展支援基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、以下のとおり、利子助成対象資金について、対象要件を満たす借入者に対し、利子助成金を交付するものとする。 1 利子助成対象資金 （1）（略） （2）令和 3 年 1 月 28 日以降に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第 2 の 1 に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）<u>又は国の利子補給が行われた農業近代化資金</u>であって、認定農業者等（農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）<u>第 2 の II の 1 の（1）</u>に掲げる者をいう。）<u>に対して融通されるもの</u> ただし、近代化要綱第 2 の I の 3 の（5）のク又は（6）<u>のア若しくはイ</u>の内容に合致する資金を除く。 2 （略） 3 実質負担利率の軽減幅	第 3 事業の内容 事業実施主体に担い手経営発展支援基金（以下「経営発展支援基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、以下のとおり、利子助成対象資金について、対象要件を満たす借入者に対し、利子助成金を交付するものとする。 1 利子助成対象資金 （1）（略） （2）令和 3 年 1 月 28 日以降に<u>国又は</u>都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第 2 の 1 に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）であって、認定農業者等（農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）<u>第 2 の 1 の（1）のア</u>に掲げる者をいう。）<u>に対して融通されるもの</u> ただし、近代化要綱第 2 の 3 の（1）の<u>カの（ア）及び（イ）</u>の内容に合致する資金を除く。 2 （略） 3 実質負担利率の軽減幅

(1) (略) (2) 農業近代化資金 貸付当初5年間は、貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）とし、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める実質負担利率の軽減幅 貸付けから5年を経過した日から償還終了時までの間（<u>最長 15 年間</u>）は、貸付金利水準が農業経営基盤強化資金の貸付金利水準となるまでの幅（ただし、2%を上限）とし、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める実質負担利率の軽減幅 4 利子助成対象期間 (1) (略) (2) 農業近代化資金 償還終了時まで（<u>最長 20 年間</u>） 5・6 (略)	(1) (略) (2) 農業近代化資金 貸付当初5年間は、貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）とし、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める実質負担利率の軽減幅 貸付けから5年を経過した日から償還終了時までの間（<u>最長 10 年間</u>）は、貸付金利水準が農業経営基盤強化資金の貸付金利水準となるまでの幅（ただし、2%を上限）とし、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める実質負担利率の軽減幅 4 利子助成対象期間 (1) (略) (2) 農業近代化資金 償還終了時まで（<u>最長 15 年間</u>） 5・6 (略)
---	---

附 則

- この通知は、令和8年10月1日から施行する。
- この通知の施行の際現に第4の2により利子助成金の交付決定を受けている者に対する本要綱の規定の適用については、なお従前の例による。